



生物多様性条約COP10準備会合（SBSTTA、WGRI）の 結果概要について

○ 開催状況

科学技術助言補助機関会合（SBSTTA）：5月10日（月）～21日（金）

条約実施作業部会（WGRI3）：5月24日（月）～28日（金）

於： ナイロビ（ケニア）国連環境計画（UNEP）本部

○ 議論の概要

- ・ 次頁の主な議題のうち、四角囲み以外を議論。
- ・ COP10での決定文書を、事前に事務レベルで議論することが目的。
- ・ SBSTTAでは主に科学的観点から、WGRIでは政策的観点から議論。
- ・ 特に、WGRIでは、COP10での重要な成果となる新・戦略計画（ポスト2010年目標）について、締約国間で一定の方向性が示された。



COP10/MOP5の主な議題

■ 新・戦略計画(ポスト2010年目標)の採択

※2010年以降の生物多様性条約の新たな世界目標となる新・戦略計画(ポスト2010年目標)の採択。急速に悪化する生物多様性の状況を改善するため、野心的であり現実的な目標を設定するもの。

■ ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する国際的枠組みの検討 (Access and Benefit Sharing)

※遺伝資源提供国(主として途上国)の遺伝資源を利用して利用者(主として先進国企業)が利益を上げる場合に、その利益の一部を提供国(途上国)に配分するためのレジームを国際的に合意するもの。

■ (MOP5)カルタヘナ補足議定書の採択

※国境を越えた遺伝子組換え生物が自然界に放出されて生物多様性に損害が発生した場合に、その損害への対応(責任の明確化と原状回復等の救済措置のあり方)に係るルールを国際的に合意するもの。

■ その他の主要議題

- 資金動員戦略
- 持続可能な利用(SATOYAMAイニシアティブ)
- 海洋及び沿岸の生物多様性
- 保護地域
- 気候変動と生物多様性
- 農業と生物多様性
- バイオ燃料と生物多様性
- 科学的基盤の強化(IPBES) など



新・戦略計画(ポスト2010年目標)

1 Vision(2050年までの中長期目標)

日本が提案した「自然との共生 (Living in harmony with nature) 」をvisionに盛り込むことについて、広く各国から支持され、ほぼ意見が収斂。

2 Mission(2020年までの短期目標)

EUが「2020年までに生物多様性の損失を止める」とする野心的な目標を求めた。

他方、ブラジルほか途上国等は、この目標が現実的でないとして反発し、「生物多様性の損失を止めるために行動を実施する」との現実的な目標を求め、野心的な目標を設定する場合には途上国への支援を大幅に拡充すべきと強く主張。

3 20 Targets(個別目標)

2020年までに達成すべき個別の目標ごとに、野心の高さと測定可能性を重視する欧州などの先進国と、実現可能性を財政支援を含めて重視する途上国の間で議論が続いた。9目標については準備会合で合意され、残り11目標のうち以下の6目標を除く5目標は意見の隔たりが少ないと認識。

【特に意見の相違があった目標】

- ・ 目標3 (生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置) 生物多様性に有益な奨励措置を含めるか否か。
- ・ 目標5 (生息域の保全) 森林を特記するか否か。
- ・ 目標6 (持続可能な漁業) 破壊的漁業の撤廃か、持続可能な漁業か。
- ・ 目標11 (保護区域の拡大) 数値目標の水準、陸域と海域の数値目標を分けて設定するか否か。
- ・ 目標16 (遺伝資源のアクセスと利益配分) ABS交渉の結果を受けて記述。
- ・ 目標20 (人的・資金的支援の拡大) 10倍の拡大が適切か。

※上記については意見の収斂がなくCOP10の議論に委ねられた。 3



その他の主要議題

(1) 資金動員戦略

新戦略計画の実施に当たって必要となる資金の確保について、途上国が今後の資金動員状況を監視するための指標や資金動員に係る目標の設定を求めたが、先進国が反対し、今後更に議論することとされた。途上国は、新戦略計画の合意は資金の確保が前提であるとして、戦略計画の文言全体に留保を求め、認められた。

(2) 生物多様性の持続可能な利用(SATOYAMAイニシアティブ)

- ・ SATOYAMAイニシアティブの推進については、途上国を中心に賛同・協力が表明され、概ね合意された。一方で、SATOYAMAイニシアティブを理由に農業保護施策が推進され、保護貿易につながることへの懸念が一部から表明されたため、勧告を修正し、また一部に〔括弧〕が付されている。
- ・ このため、今後予定される関連国際会議、二国間対話等を通じて、イニシアティブの理解を得るための働きかけを進める予定。

(3) 海洋及び沿岸の生物多様性

公海上の生物多様性保全へのCBDからの科学技術的助言の実施、持続可能でない漁業による影響を検討するための関係機関との協力等を内容とする勧告が採択された。今後、国連海洋法条約や漁業資源管理に関する国際的枠組との連携に留意する必要がある。

(4) 保護地域

保護地域は生物多様性保全のための最も基本的な手段であり、適切な管理の推進、気候変動に関する適応・緩和対策への貢献、海洋保護区の推進等を内容とする勧告が採択された。途上国からは、保護地域の指定にこれまで進展が見られたのはGEF等による支援の貢献が大きいことについて指摘されている。

(5) 気候変動と生物多様性

気候変動が生物多様性に与える影響やその低減、緩和や適応策における生物多様性の観点の導入等を中心に検討。REDDへの期待の一方で、生物多様性条約での議論が気候変動の議論に影響を与えることについて途上国（特に中国）が懸念を表明し、全般的に〔括弧〕の多い勧告となった。

(6) 農業と生物多様性

農業及び農地が生物多様性に果たす役割を中心に検討。ラムサール条約第10回締約国会議（H20年 韓国）において日本と韓国から共同提案した「水田の生物多様性に関する決議」の履行促進等について我が国から提案し、勧告に位置づけられた。

(7) バイオ燃料と生物多様性

バイオ燃料には潜在的な有益性があることについては各国とも認識を共有。しかし、負の影響（生物多様性や食料生産への影響等）への懸念から全般的に〔括弧〕の多い勧告となった。

IPBES

(生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム) 第3回政府間マルチステークホルダー会合の結果概要



- 6月7～11日に国連環境計画(UNEP)の主催により、釜山(韓国)において開催。
- 小沢環境大臣及びドイツ環境大臣の連名によりIPBESの推進を各国に呼びかけるレターを昨年9月及び本年5月に発出。
- 生物多様性と生態系サービスに関する科学と政策の連携強化を図るため、新たに政府間プラットフォーム(IPBES)を設立することが参加国代表(米国も含む)により合意。
- 具体的な運営体制や活動内容はIPBES第1回総会において決定。
- UNEP(国連環境計画)、UNESCO(国連教育科学文化機関)、FAO(国連食糧農業機関)がIPBES設立支援への関心を表明。
- 本会合の結果は、UNEP事務局長を通じ9月の第65回国連総会ハイレベル会合に報告される予定。また、10月のCOP10を経て12月の第65回国連総会が本会合の結果を検討し、IPBES設立のための適切な行動をとること、UNEPがUNESCO等と協力してIPBES設立までの間のプロセスを促進することが勧告された。



国連生物多様性の10年

- 国連生物多様性の10年
「生物多様性の10年」(2011年から2020年)について、我が国の提案どおり国連総会(12月)での決議に向けてCOP10決定することが合意。

COP10 関係主要国際会議スケジュール

